

# 町田市有料広告掲載取扱要綱

平成16年4月1日

施行

総務部総務課

改正 2008年12月1日

2014年4月1日

2017年8月1日

2022年8月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

## 第1 目的

この要綱は、町田市（以下「市」という。）の公共物等に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めることにより、市の経営資源を積極的かつ効率的に活用することを目的とする。

## 第2 広告掲載の対象

有料広告の掲載の対象となる公共物等（以下「広告掲載対象物等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載について適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設及び車両
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## 第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

- 22号) 第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 政治又は宗教に関する広告
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- (7) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

#### 第4 広告規格等

広告の規格、数量、広告掲載料、掲載期間等は、市長が別に定める。

#### 第5 広告の募集

広告の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、広告掲載料の最低価格を設定して、広告を募集することができる。

- (1) 広報等による公募
- (2) 第7第5項第1号及び第2号に規定する者への案内
- (3) 広告代理店による募集

#### 第6 広告掲載の申込み

広告を掲載しようとする者は、町田市有料広告掲載申込書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 第7 広告掲載の決定

- 1 広告掲載の決定方法及び決定基準は、市長が別に定める。
- 2 市長は、第6に規定する申込みがあったときは、第3に規定する掲載基準及び前項の決定基準に基づき、その内容を審査し、広告の掲載を決定する。
- 3 価格が300万円を超える広告については、当該広告に係る広告掲載対象物等を所管する部の広告審査委員会における審査を経て、広告の掲載を決定する。

- 4 前項の広告審査委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 5 同一の広告掲載対象物等について広告掲載の申込みが複数ある場合において、審査の結果、同順位のもの複数あるときの優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 国及び地方公共団体の広告
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

## 第8 広告掲載申込結果の通知

市長は、第7の規定により広告の掲載を決定したときは、町田市有料広告掲載申込結果通知書（第2号様式甲・乙）により、申込者に通知する。

## 第9 広告掲載料の納付及び経費の負担

- 1 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が定める期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。
- 2 広告の版下原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

## 第10 広告掲載決定の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が偽りその他不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (2) 広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 広告が第3各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

## 第11 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

## 第12 損害賠償

広告主は、その責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなり、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 第13 広告主の責任

広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、誇大広告、事実と異なる内容等により、市民等に不利益や実害を与えたときは、速やかに苦情等の処理に当たらなければならない。

### 第14 広告が掲載された物品の受入れ

1 市長は、広告代理店等が作成する封筒等で広告が掲載された物品について、寄附の申入れがあったときは、当該物品に掲載されている広告が第3に規定する基準を満たすときに限り、寄附を受けることができる。

2 前項に規定する寄附の受入れに係る手続については、市長が別に定める。

### 第15 広告代理店への業務委託

市長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

### 第16 補則

この要綱に定めるもののほか、有料広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年8月1日から施行する。